

報告第 3 号

令和元年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和2年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和元年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額	
				支出済額	支出未済額		
			円	円	円	円	
2	総務費	3 危機管理費	新型インフルエンザ対策事業	44,886,380	3,086,380	41,800,000	-
4	こども 未来費	2 支援費	児童福祉施設 保護措置費	1,725,420	1,225,420	500,000	-
			民間保育所入所 処遇改善費及び 施設振興費	120,218,676	-	120,218,676	-
			認定こども園 運営費補助金	1,179,825	222,287	957,538	-
			民間保育所 整備事業費	2,479,400	-	2,479,400	-
			保育環境充実 支援事業費	27,159,494	-	27,159,494	-
			小計	152,762,815	1,447,707	151,315,108	-
5	健康 福祉費	12 施設整備費	障害者通所施設 等整備事業費	417,953,853	409,977,853	7,976,000	-
10	まち づくり費	4 建築管理費	特定建築物 耐震改修等 助成金	130,699,000	119,591,000	11,108,000	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円
41,800,000	-	-	-	-	41,800,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
500,000	-	500,000	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
120,218,676	-	120,091,000	-	-	127,676	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
957,538	-	957,000	-	-	538	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
2,479,400	-	-	-	-	2,479,400	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
27,159,494	-	27,105,000	-	-	54,494	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
151,315,108	-	148,653,000	-	-	2,662,108	
7,976,000	-	-	-	-	7,976,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため。
11,108,000	-	5,923,000	-	-	5,185,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
11 区役所費	1 区政振興費	中原区道路 維持補修事業	円 2,376,000	円 -	円 2,376,000	円 -
13 教育費	5 特別支援 教育費	通級指導教室 運営事業費	14,775,297	2,300,747	12,474,550	-
合 計			763,453,345	536,403,687	227,049,658	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			その他		
		国県支出金	地方債				
円 2,376,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 2,376,000	新型コロナウイルス 感染症の影響により 年度内の事業終了が 困難となったため。	
12,474,550	12,474,550	-	-	-	-	新型コロナウイルス 感染症の影響により 年度内の納品が困難 となったため。	
227,049,658	12,474,550	154,576,000	-	-	59,999,108		